

社会福祉法人茨城県共同募金会地域福祉特別助成金助成要項

1 目的

この要項は、本県地域福祉の活性化に寄与するため、県民の自主的なたすけあい活動や支えあい活動に、社会福祉法第118条に定める災害等準備金積立金の取崩金及び共同募金助成金過年度戻入金を予算の範囲内で助成することを目的として定めるものとする。

2 助成対象事業

(1) 県民の自主的なたすけあい・支えあい活動を目的とした次の事業に助成するものとする。

- ① 全県的に地域福祉を推進する事業
- ② 住民参加によるたすけあい活動や支えあい活動、又はそれを支援・促進する事業
- ③ 高齢者や障がい者等を支援する事業
- ④ 子育て支援、児童・青少年に対する育成事業
- ⑤ 社会参加を促進する事業
- ⑥ 社会復帰を支援する事業
- ⑦ 防災・防犯を促進する事業
- ⑧ 新たな社会問題に取り組む事業

(2) その他、地域福祉の推進に配分委員会が必要と認める事業に助成するものとする。

3 助成対象外事業

次のいずれかに該当する場合は、助成しない。

- ① 介護保険事業
- ② 団体等の目的から逸脱すると認められるもの
- ③ 団体等の構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- ④ 政治、宗教、組合等の関係者に限られるもの
- ⑤ 経営主体及び事業が営利を目的とするもの
- ⑥ 国又は地方公共団体が設置又は経営（委託を含む。）し、その責任に属するとみなされるもの
- ⑦ 助成金以外の財源によって実施できると認められるもの
- ⑧ 申請事業に関して、不適切、又は不実の問題があり、関係機関の指導にもかかわらず是正をしていないもの
- ⑨ 土地購入
- ⑩ 負債整理
- ⑪ 申請事業について、申請時に既に着手しているもの

4 助成対象団体

助成対象団体は、次の各号に該当する団体及び施設とする。

- ① 前記対象事業を実施するものであること。
- ② 活動拠点が県内にあって、本県在住者を対象とする事業であること。
- ③ 団体の設立後、1年以上の活動実績を有するものであること。

5 助成の条件

(1) 助成率

- ① 助成事業費総額の75%以内を助成する（千円未満切捨て）。
- ② 申請する事業について、他団体から助成がある場合は、その助成金を事業費総額から除いた額の75%以内を助成する（千円未満切捨て）。

(2) 助成額の上限

50万円を上限とする。

(3) 助成の制限

- ① 同一団体の同一事業に対する助成は、3回を限度とする。また、助成事業の実施年度が重複する場合には、対象としない。
- ② 助成金の用途は、申請事業に直接かかる費用を対象とする。ただし、人件費は対象としない。また、食糧費や旅費、汎用機器等については、事業内容によって対象としないことがある。
- ③ 法人格のない団体の建物整備や車両整備等、登録や登記が必要となる財産の取得は、原則として対象としない。
- ④ 中古車、中古品の購入費用は、原則として対象としない。
- ⑤ 役員会や人件費等、団体・施設の管理運営にかかる経費は、対象としない。
- ⑥ 施設及び備品等の登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費は、対象としない。
- ⑦ 申請団体の本来的事業として、その負担において実施されるべき事業と判断される場合には、原則として対象としない。

(4) 広報

- ① 助成事業で実施した事業は、「赤い羽根共同募金」の助成を受けたこと及び実施内容並びに成果等について、広く県民に公表するとともに、機関紙並びにホームページ等で周知しなければならない。
- ② 助成金によって備品等を購入した場合は、本会が配布する「赤い羽根シール」を備品等に貼付しなければならない。

6 助成事業の実施年度

- (1) 助成事業は、原則として申請年度の3月末日までに終了するものとする。
- (2) 助成金に剰余が生じた場合には、年度の途中で再度助成を実施することがある。その場合の助成事業の実施年度は、翌年度とする。

7 助成金の審査

- (1) 助成金の審査は、配分委員会において行うものとする。
- (2) 審査にあたっては、必要に応じて面接調査や現地調査を行うことがある。

8 助成の諸手続き

(1) 申請

助成を希望する場合は、所定の申請書により、別に定める期日までに、本会会長に申請するものとする。

(2) 決定通知

本会会長は、別に定める様式により決定通知書を申請者に送付するものとする。

(3) 助成金の送金

- ① 助成金の決定通知を受けた申請者は、別に定める交付申請書を本会会長に提出するものとする。
- ② 団体等の事業費については、交付申請書の提出を受けて、その全額を一括送金する。事業完了後は、別に定める事業報告書の提出によって助成金の精算を行うものとする。
- ③ 備品の購入費等については、原則として事業完了後、交付申請書の提出を受けて、その全額を送金するものとする。
- ④ 助成決定通知を受けて再見積等を行った結果、当初の事業費総額に変更を生じた場合は、交付申請書の提出前に別に定める変更申請書を本会会長に提出するものとする。

9 助成金の取消及び返還

この要項に違反したとき及び次の各号の一に該当したときは、助成決定を取り消し、助成金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

- ① 助成金を指定事業以外に使用したとき
- ② 本会の承認を受けずに、事業内容を変更、実施したとき
- ③ 助成金を不正又は虚偽に使用したとき
- ④ 事業を実施する見込みがないと認められるとき
- ⑤ その他、本会が不相当と認めたとき

10 個人情報

助成申請書等に記載する個人情報は、本会において適正に管理し、無断で第三者に提供しないものとする。

11 その他

茨城県共同募金会配分金等取扱要領に定める総合調整の結果、地域福祉特別助成金に充てるものの助成限度額は、この要項の定めにかかわらず、当該配分金等取扱要領の定めによるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成23年3月28日から施行する。
- 2 平成16年8月3日施行の茨城県共同募金会地域福祉特別配分金取扱要領は、廃止する。
- 3 助成の条件に定める同一団体の同一事業に対する連続助成の起算日は、平成23年4月1日とする。ただし、同一団体の同一事業に対する連続助成の定めは、茨城県共同募金会地域福祉特別配分金取扱要領によって助成を受けた団体にも遡及して適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年8月2日から施行する。
- 2 助成の条件に定める同一団体の同一事業に対する助成の起算日は、平成23年3月28日に遡及して適用する。あわせて、茨城県共同募金会地域福祉特別配分金取扱要領（平成16年8月3日施行）によって助成を受けた団体にも遡及して適用する。

別表

| 事業区分 | 具体的事例 | 対象団体 |
|---------------------------------|---|--|
| ①全県的に地域福祉を推進する事業 | 地域福祉を推進するための調査・啓発・研修・県民運動等全般的に実施する事業 | 社会福祉協議会、特定非営利活動法人等 |
| ②住民参加によるたすけあい活動または、それを支援・促進する事業 | 安否確認、外出介助、家事援助、会食会などの住民参加のたすけあい活動。または、たすけあい活動を支援するための組織化活動やこれらを促進する事業・活動等 | 社会福祉協議会、特定非営利活動法人、ボランティア等 |
| ③高齢者や障害者等を支援する事業 | 託老所、作業所等の事業、当事者の生活を支える事業、当事者の活動。または、療育キャンプの開催等 | 福祉団体、特定非営利活動法人、親の会、ボランティアグループ等 |
| ④子育て支援、児童・青少年に対する育成事業 | 子育て不安の解消、子育て支援に取り組む事業。または、学童保育、福祉教育（Vо体験、高齢者疑似体験等）、ボランティア活動等 | 社会福祉協議会、学校、ボランティアグループ等 |
| ⑤社会参加を促進する事業 | 交流事業（異世代、異文化等）、各種サロン、引きこもり児童のフリースクールに取組む事業。または、おもちゃ図書館、高齢者・障害者の料理教室の開催等 | 社会福祉協議会、福祉団体、学校、ボランティアグループ、特定非営利活動法人等 |
| ⑥社会復帰を支援する事業 | ホームレス、薬物依存者、更生保護対象者の社会復帰を支援する事業等 | 福祉団体、ボランティアグループ等 |
| ⑦防災・防犯を促進する事業 | 防災・防犯マップ作り、防災・災害時用備品等の購入・備蓄、防災・防犯等の組織作り、地域見守り活動、または、それらを支援・促進する事業等 | 社会福祉協議会、福祉団体、特定非営利活動法人、ボランティアグループ、自治会等 |
| ⑧新たな社会問題に取り組む事業 | ドメスティックバイオレンス、児童・老人虐待に取り組む事業。または、それらのニーズ把握・調査・広報を行う事業等 | 社会福祉協議会、福祉団体、ボランティアグループ、自治会等 |